

議案第34号

加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

加西市長 高橋晴彦

## 加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

加西市消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年加西市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8,900 円」を「9,100 円」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,440 円」を「12,500 円」に、「13,320 円」を「13,350 円」に改め、同表分団長の項中「10,670 円」を「10,800 円」に、「11,550 円」を「11,650 円」に、「12,440 円」を「12,500 円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8,900 円」を「9,100 円」に、「9,790 円」を「9,950 円」に、「10,670 円」を「10,800 円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の加西市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(審議資料)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和6年政令第28号）が令和6年4月1日に施行されることに伴い、補償基礎額が変更されるため、所要の改正を行うもの。

**【概要】**

(1) 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に引き上げる。

(2) 団長等の補償基礎額の改定

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円 (12,440円)	13,350円 (13,320円)	14,200円 (改定なし)
分団長	10,800円 (10,670円)	11,650円 (11,550円)	12,500円 (12,440円)
部長、班長及び団員	9,100円 (8,900円)	9,950円 (9,790円)	10,800円 (10,670円)

備考：( ) 内書は現行の補償基礎額